



最高裁秘書第552号

平成30年2月26日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成29年12月15日付け（同月18日受付，最高裁秘書第5045号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

司法修習生に対し，どのような場合に罷免，修習の停止又は戒告の懲戒処分をすることになっているかが分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の文書として，裁判所法及び司法修習生に関する規則が考えられるが，法令は，裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第1の司法行政文書に該当せず，司法行政文書開示手続の対象とはならない。また，裁判所法及び司法修習生に関する規則以外の文書は，作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）